

非金融負債の会計処理

——非金融資産とのグループ化——

川 村 義 則

1. はじめに

会計上の負債は、金融負債と非金融負債に大別される。このうち負債の中心的部分を占める金融負債の会計処理をめぐるのは、金融商品会計の領域において議論が進められており、デリバティブたる負債に対する時価会計の適用が実務として定着しつつある一方で、借入金や社債等の資金調達目的の負債に対する時価会計の適用可能性などが引き続き議論されている。

本稿で取り上げるものは、金融負債以外の負債という意味での非金融負債である。この非金融負債については、国際会計基準審議会（IASB）から2005年に公開草案が公表されているが、2007年9月現在においても最終基準が公表されるには至っておらず、いまだ審議中の状態である。本稿では、まず、IASBの公開草案を手がかりとして、非金融負債をめぐる問題に検討を加えることを課題としているが、さらに、非金融負債の会計処理について非金融資産の会計処理との整合性を得る観点から検討を加え、両者のグルーピングの構想などへの新しい展開を模索していこうと考えている⁽¹⁾。

(1) 本稿の前半で取り上げている非金融負債をめぐる会計問題については、川村（2007）において詳しく論じている。

非金融負債には、いわゆる条件付債務に該当するような引当金に該当するもののほか、前受金等の財貨または用役の引渡義務などが含まれる。これに対して、非金融資産には、棚卸資産、固定資産などの主たる事業に供する目的で保有する資産が含まれる。従来、非金融負債と非金融資産は、それぞれ独立に議論されてきたが、両者を一括りにして議論してみたいというのが本稿の趣旨である。

2. IASB 公開草案

IASB は、2005年6月に、公開草案「IAS 第37号『引当金、偶発負債および偶発資産』ならびに IAS 第19号『退職給付』の改訂」(IASB 2005a) を公表した⁽²⁾。この公開草案の公表は、FASB との短期的共通化プロジェクト (Short-term Convergence project) および企業結合プロジェクト (Business Combinations project) の第2フェーズの成果によるものであるとされる (p. 4)⁽³⁾。

(2) IASB 公開草案の日本語訳は、山田他訳 (2006) を参照。なお、2005年9月に FASB から「不確実性を伴う資産および負債に関連する諸問題」と題する意見照会 (FASB 2005) が公表された。この意見照会には、IASB との統合プロジェクトにおける概念フレームワークの見直しに関連して、議論の進捗状況をまとめるとともに外部の意見を聴取する目的で公表された文書であるが、IASB 公開草案の議論がベースになっているので、本稿ではとくに必要がない限り取り上げていない。

この公開草案については、2007年1月現在、2008年に最終基準を公表する予定とされている。公開草案において暫定的に記載されている適用時期は、2007年1月1日に開始する事業年度からとなっていたが、すでに現実的ではなくなっている。IASB は、2006年7月に、2009年度まで新しい基準の適用を差し控える旨のリリースを公表しており、改訂基準の適用も2009年度以降になると考えられる。

(3) とくに企業結合プロジェクトとの関係が重要であり、IFRS 第3号「企業結合」の公開草案では、取得法 (acquisition method) の適用のもとでの偶発項目については、当然、企業結合時に認識される識別可能な資産および負債の公正価値の測定に含まれることになり、蓋然性の乏しい項目についても認識のレベルで一律に棄却しないで、生起確率を考慮して測定に反映させる形で対応することとされている (IASB 2005b, par. 35)。さらに、原始認識後は、偶発項目たる負債の会計処理は IAS 第37号 (IASB 1998) に従うことになる (par. 36) ため、蓋然性の乏しい項目については、原始認識後直ちに認識終了が求められることにもなりかねない。このため、IFRS 第3号公開草案との整合性が問題となり、IAS 第37号の改訂が組上に上ることになったとされている (IASB 2005a, pars. BC4-BC6)。

以下、公開草案において提案されている基準案の内容について概観する。

(1) 非金融負債の定義

IASB 公開草案では、「非金融負債」(non-financial liabilities)が基準の対象とされ、従来使用されてきた「引当金」(provisions)という語の廃止が提案されている (IASB 2005a, p. 8)⁽⁴⁾。

非金融負債は、「IAS 第32号『金融商品——開示と表示』において定義されている金融負債以外の負債」と定義されており (par. 10)、原則としてすべての非金融負債が基準の対象とされている。ただし、(a)契約が負担増加 (onerous) とならない限り未履行契約から生ずるもの、および(b)他の基準の対象となるもの⁽⁵⁾は適用対象から除かれる (par. 2)。他方、(a)IAS 第17号が適用されるオペレーティングリースから生じる債務および(b)IAS 第39号の対象から除外されている貸付約定 (loan commitment) は、それらが負担増加となる場合に限り、公開草案の適用の対象となる (par. 5)。

(2) 非金融負債の認識

IASB の分析によると、契約上の債務は2つの種類に分類され、第1は将来の不確実な事象にその履行が依存する「条件付 (conditional)」(ないし偶発的 (contingent)) 債務であり、第2はその履行のために時の経過以外の要因が要求されない「無条件 (unconditional)」(ないし非偶発的 (non-contingent)) 債務である。さらに、第2の「無条件」債務はそれ自体で存在するのに対して、第1の「条件付」債務には「無条件」債務が必然的に伴うとする。IASB 公開草案では、会計上の認識の対象とされるべきものは現在の「無条件」債務から

(4) なお、貸借対照表上の科目表示として引当金という語を使用することは各企業の任意で認められる (par. 9)。

(5) 例えば、工事契約 (IAS 第11号)、法人税等 (IAS 第12号)、退職給付 (IAS 第19号)、保険契約 (IFRS 第4号) の対象となる非金融負債は除かれる (par. 4)。

生ずる負債であるとする。したがって、第2に示した元来の「無条件」債務が認識の対象となることはもちろん、第1の「条件付」債務についても、条件の成立に伴って履行の義務を負うという意味で、企業はすでに「待機中の」債務（‘stand ready’ obligation）を負担しており、「条件付」債務の場合であっても、会計上はそれに伴う「無条件」債務を認識しなければならないとする。なお、「条件付」債務⁽⁶⁾それ自体は、将来における経済的便益の流出につながる可能性があるが、現在の債務ではないので、これだけでは負債の定義を満たさないとする（par. BC11）。

IASB 公開草案では、非金融負債は、以下の条件を満たす場合、認識しなければならないとされる（par. 11）。

- (a) 負債の定義を満たすこと
- (b) 信頼性をもって測定することが可能であること

負債に不可欠な性格としては、企業が過去の事象に起因する現在の債務を負担していることが挙げられる。その債務には、法的債務のほか、契約または法令によらなくても当該企業の過去の行動によって生み出される推定（みなし）債務（constructive obligation）も含まれる（pars. 13-15）。

従来いわゆる偶発債務のケースについては、その清算に要する金額が将来の不確実な事象の生起の有無に依存して偶発的（条件付）であるケースとして整理している。この場合、企業は、過去の事象の結果として、条件付債務と無条件債務という2つの債務を発生させているとする（par. 22）。認識の対象となるのは、このうちの無条件債務（「待機中の債務」）であり、認識するか否かは、不確実な将来事象が発生する（または発生しない）確率とは無関係とされる。将来事象の生起確率は、認識された負債の測定に際して反映されるものと

(6) わが国で負債として認識を要するとされる「条件付債務」は、IASB 公開草案にいう「無条件」の部分を含んでいるものと解することができる。例えば、製品保証引当金については、条件付債務に該当するといわれるが、条件が満たされれば顧客からの要求に応じて修理や無償交換等のサービスを提供しなければならないという義務を負担している。

される (par. 23)。

もう1つの非金融負債の認識要件である測定の信頼性については、極めて稀なケースを除き、信頼性をもって測定可能であるという前提が置かれている。見積りを行うこと自体は、非金融負債の会計処理において必然的なことであり、それをもって直ちに測定の信頼性がないということにはならない。極めて稀なケースではあるが信頼性をもって測定できない場合には、非金融負債に係る追加的な情報を開示しなければならないとされる (pars. 27-28)。

(3) 非金融負債の測定

非金融負債は、貸借対照表日において現在の債務を清算または第三者に移転するために必要な合理的支払額によって測定される (par. 29)。この「合理的支払額」(amount that an entity would rationally pay to settle or transfer the obligation) は、契約や市場において観察することができる場合もあれば、そうでない場合もあるとされる。契約や市場において観察できない場合、合理的支払額を見積る必要がある (par. 30)。見積りに際しては、生起する可能性がある結果の幅を反映する複数のキャッシュフローのシナリオをそれに関連する確率で加重平均して期待キャッシュフローを見積る、「期待キャッシュフロー・アプローチ」⁽⁷⁾がベースとなる。このアプローチは、同種債務の群団を評価する場合も、単一債務に係る負債を測定する場合にも適当である。一方、最も生起しうる可能性が高い金額(最頻値)は、必ずしも合理的支払額を表現しないとす (par. 31)。

非金融負債の測定に際しては、リスクと不確実性の影響を考慮に入れなければならない (par. 35)。負債のリスク調整は、調整前の測定額に比べて、金額を拡大する方向に作用する (par. 36)。将来キャッシュフローの予測による見

(7) 詳しくは、FAC 第7号 (FASB 2000) を参照。ただし、FAC 第7号では、現在価値の計算技法は公正価値の見積りを目的とする場合に限定して議論されている。

積方法を用いる場合、貨幣の時間価値と負債固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映する税引前の割引率を用いてキャッシュフローを割り引かなければならない。キャッシュフローをリスク調整した場合には、割引率にリスクを反映させてはならない (par. 38)。一方、割引率をリスク調整する場合、割引率は、典型的には、無リスク利率よりも低くなる (par. 40)。

非金融負債の測定に際しては、当該債務を清算するために要する金額に影響を及ぼす将来事象の影響を考慮に入れなければならない (par. 41)。例えば、将来の技術革新による将来の支払額の減少分などについては、合理的支払額の測定に反映することになる (par. 42)。

さらに、公開草案の特徴としては、非金融負債の毎期の再測定を要求していることが挙げられる。すなわち、企業は、貸借対照表日ごとに、非金融負債の帳簿価額を見直し、当該日の合理的支払額を反映するように修正しなければならない (par. 43)。このため、将来のキャッシュフローの金額と生成時期、リスクと不確実性、および割引率⁽⁸⁾は、每期見直されることになる (par. 44)。なお、時の経過に起因する非金融負債の帳簿価額の増加額は、支払利息として認識される (par. 45)。

3. 非金融資産の会計処理に整合する非金融負債の会計処理

(1) 問題の所在

非金融負債の会計処理に対するアプローチとしては、まず、将来のキャッシュ・アウトフローが生じる蓋然性が一定程度に達した時点で負債を認識し、その最善の見積値によって測定するアプローチが考えられてきた。これに対し、IASBの公開草案では、非金融負債のもつ「待機中の債務」としての性格

(8) これに対して、FAS第143号 (FASB 2001) および第146号 (FASB 2002) においては、毎期の測定に当たり、原始認識時の割引率を継続的に適用している。したがって、原始認識後の帳簿価額は、公正価値ではない。

に着目し、測定可能性が認められる場合には、将来のキャッシュ・アウトフローが生じる蓋然性の程度にかかわらず負債を認識し、当該蓋然性を反映した合理的支払額をもって測定するアプローチがとられている。まず、このような2つのアプローチのいずれが適当であるのか、あるいは第3のアプローチがあるのか模索することが問題となってくる。

また、非金融負債の認識および測定に際しては、同時に費用または損失の計上が行われる。この効果は、非金融資産の収益性が低下したときに行われる減損処理の効果と同様である。一般にいわれているように、非金融資産の減損処理は、当該資産の価値の低下を表現するという性質がある一方で、当該資産が構成する事業の収益性を反映する会計処理という面も有している。ところが、非金融資産を保有しない（あるいは非金融資産を主たる要素としない）事業の場合、非金融資産の帳簿価額を減額する形で当該事業の収益性を反映させることができない。すなわち、非金融資産が存在していれば、事業プロジェクトの収益性の低下は、非金融資産の帳簿価額を減額する会計処理によって対処してきた（例えば、棚卸資産の評価減、固定資産の減損処理など）が、非金融資産が存在しない場合（例えば、オペレーティングリースのみによって営業用の資源を調達している場合）、将来のキャッシュフローの低下をどのように会計処理に反映するかが問題となる。現行のIAS第37号においてすでに、この場合には、契約の負担増加（onerous contract）として取り扱い、非金融負債の追加認識が要請される。この取扱いは、IASB公開草案においても同様である⁽⁹⁾。

また、この問題は、本質的に、営業収入を前受けする事業形態（予約販売、保険業など）においては、（履行義務の認識および測定の問題として）恒常的に発生する問題でもある。すなわち、財貨または用役を提供する契約を締結した場合に、当該財貨または用役の提供義務（履行義務）についてどのように認

(9) なお、わが国では、所有権移転外ファイナンスリースに係る負債（リース資産減損勘定）を計上する規定がある。

識と測定を行うかという問題であり、現在、IASB で取り上げられている収益認識の問題とも関連する。

さらに、非金融負債の追加認識と非金融資産の減損処理の会計処理は、損益計算の面では、同様の効果を有しており、代替的關係を有している。すなわち、当期に費用または損失を計上する一方で、将来の利益を増加させるという共通する効果を有している。このため、一般にビッグバスとよばれている実務を、非金融資産の減損処理を通じてではなく、非金融負債の追加認識を通じて行うことも可能である。現実には、事業の再構築（リストラ）に関係する負債の追加認識は、すでに観察されている実務であるが、最近では、さらに、製造物責任に関する負債などを追加認識する事例が増加している⁽¹⁰⁾。この中には、非金融資産の減損として処理すべきものも含まれていると考えられるし、また、かつて盛んに議論されていた利益留保性の引当金も含まれている可能性もある。逆に、負債として追加認識することが認められない将来のキャッシュフローの低下を非金融資産の減損処理を行うことによって同等の会計処理を行うことが可能となっているという面もある。

このように考えると、非金融負債の会計処理は、非金融資産の会計処理とのバランスや整合性を考慮して決定する必要があると思われる。

(2) 負債の測定

負債の測定をめぐる問題を考えるうえで、そもそも代替的にどのような測定値が考えられるのかを整理しておく必要があるだろう。まず、負債に付すべき測定値をいわゆる入口価値（entry value）と出口価値（exit value）に分類して考えると、負債の入口価値としては受取対価額（consideration amount）が考え

(10) 製品保証引当金、製造物賠償責任引当金、特定製品補償損失引当金、製品補償引当金、製品不具合対策引当金、売上損失引当金、事業整理損失引当金、損害補償損失引当金、投資損失引当金、事業閉鎖損失引当金、経営支援引当金、賃料保証引当金などの科目が負債認識に際して用いられている。

られ、さらにこの測定値は歴史的受取対価額 (historical consideration amount) と現在受取対価額 (current consideration amount) に分類することができる (資産の場合であれば、その入口価値は取得原価 (acquisition cost) であり、さらに歴史的原価 (historical cost) と再調達原価 (replacement cost) に分類することができる)。

これに対して、負債の出口価値は、清算価額 (settlement amount; 資産の場合における回収可能価額に対応) であり、その候補として、履行原価 (cost of performance) と解放原価 (cost of release) とが考えられる (資産の場合であれば、その出口価値は回収可能価額 (recoverable amount) であり、さらに使用価値 (value in use) と正味売却価額 (net selling price) が考えられる)。負債の履行原価は、当初の契約または目的に従い、負債の目的たる給付を履行するために要する原価であり、解放原価は負債を第三者に引き受けてもらうために要する原価である。

このような負債の代替的な測定値について、一定の観点から整理する考え方として「企業にとっての価値」(value to the firm) または「解除価値」(relief value) の概念がある⁽¹¹⁾。この概念は、当該負債が解除されたと仮定した場合に得られるであろう便益である⁽¹²⁾。そして、この額は、入口価値と出口価値との比較によって決定される。現時点での解除を想定するので、入口価値である受取対価額としては現在の受取対価額を採用することになるが、出口価値として採用しうる測定値である現在の履行原価と解放原価については選択が働く。すなわち、合理的な経営者であれば、債務の履行と解放のいずれか有利な

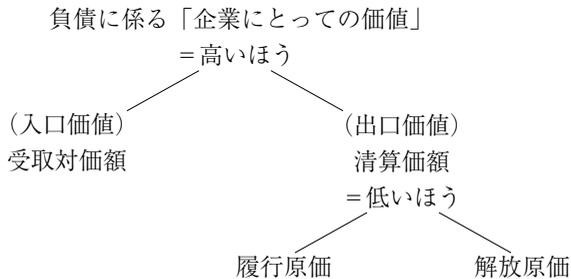
(11) Baxter (1975, 138-142), Kulkarni (1980) 等を参照。最近のものでは、英国会計基準審議会 (ASB) から公表されたペーパーである Lennard (2002) がある。本稿で用いられている用語は、主として Lennard (2002) に依拠している。

(12) ASB (1999) では、「負債の解除価値は、報告主体が自己を当該負債から解除しうる最小の価額であり、言い換えれば当該負債を仮想的に清算しうる最小の価額である」(par. 6.9) としている。文脈からは、資産の「企業にとっての価値」から派生的に記述されているものであるが、「解除価値」に相当する記述であるかは明確でないように思う。

ほうを採用するであろうから、履行原価と解放原価のいずれか低いほうを清算価額として想定することになる。

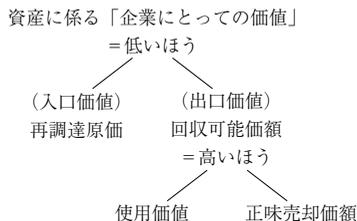
さらに、入口価値である受取対価額と出口価値である清算価額との関係を問う必要がある。「受取対価額>清算価額」の場合であれば、解除された当該負債と同等の負債を新規に負担することによって便益を得ることができるので、受取対価額で測定することが合理的である。他方、「受取対価額<清算価額」の場合であれば、当該負債と同等の負債を新規に負担しても便益は得られないから、当該負債を新規に負担しないことのほうが合理的であり、清算価額で測定することになる。

このような負債の「企業にとっての価値」は、一般に、次のように整理されている (Lennard 2002, par. 33)⁽¹³⁾。



「企業にとっての価値」をベースとしてさまざまな会計の体系が提唱されて

(13) なお、資産に係る「企業にとっての価値」は次のように整理されている。



いるが、資産に関連しては、多くの状況において、剥奪のみで取替更新をしない状況を仮定できる場合（すなわち、「再調達原価>回収可能価額」のとき回収可能価額で測定する場合）を除き、再調達原価で測定することになることが指摘されている。同様に、負債についても、多くの状況において、解除のみで借換えをしない状況を仮定できる場合（すなわち、「受取対価額<清算価額」のとき清算価額で測定する場合）を除き、受取対価額で測定することになると考えられる（Solomons 1986, 173-176）。

(4) 非金融資産の会計処理との整合性

非金融負債の会計処理は、すでに述べたように、非金融資産の会計処理との関係からも検討する必要がある。現在の支配的実務によれば、非金融資産は、取得原価に基づいて原始認識と原始測定を行い、減価償却等による取得原価の期間配分を行い、さらに一定の要件を満たす価値毀損に対しては減損処理を行っている。

減損処理との関係については後述するが、少なくとも非金融資産は取得原価を基調に会計処理を行うにもかかわらず、非金融負債は（公正価値に近い）合理的支払額によって継続的に再測定することについて、両者の整合性の観点から検討の余地が残されている。

非金融資産の会計処理との整合性を主張するのであれば、非金融負債についてもまずは歴史的対価受取額によって測定し、これを収益として期間配分していくという方法が考えられる。例えば、金融保証債務については、受け取った保証料（無償のときは、有償であれば受け取っていたであろう同等の対価）をもって原始認識と原始測定を行い、保証期間にわたって収益に振り替えていく方法が該当する。あるいは、資産の場合であればプロジェクト終了時点でゼロ（または残存価額）に収斂することを想定して取得原価を費用（減価償却費）として期間配分していくことになるが、負債の場合は、プロジェクト期間中に

において清算に要するコストがゼロとなることを想定することが困難であれば、むしろ償却しないで原始測定額のまま繰り越す方法も認められよう。

IASB が提案している非金融負債の継続的再評価も、企業結合時に認識した非金融負債を貸借対照表において継続的に認識していくために必要とされたルールという面がある。そもそも通常は認識しない非金融負債について、認識後の会計処理のルールがなかったことは当然であり、負債についても、継続的再評価のみならず、単純に期間配分をする処理や原始測定額のまま繰り越す処理を認める余地もあるのではないかと思う⁽¹⁴⁾。

また、非金融資産については、確かに継続的再評価を行わないが、当該資産が具現化している投資プロジェクトの収益性が低下した場合、その状況を反映させる会計処理が行われている。すなわち、減損会計の適用である。減損会計の適用は、第一義的には特定の非金融資産の評価の問題として捉えられているが、プロジェクト全体の収益性評価の面もある。プロジェクト全体の収益性が低下した場合には、当該プロジェクトを構成する資産の帳簿価額を使用価値（より正確には回収可能価額）まで切り下げ、従前の帳簿価額と使用価値との差額である減損損失は構成資産に配分されることになる⁽¹⁵⁾。つまり、プロジェクト全体の収益性の低下が当該プロジェクトを構成する長期資産の帳簿価額に反映させられているわけである。

問題は、会計上の資産が存在しないプロジェクトの場合である。プロジェクトのベースとなる固定資産を購入ではなく、例えばオペレーティングリースによって調達しているケースを考えればよい。長期性の非金融資産が帳簿上存在していれば、当該プロジェクトの収益性を資産の帳簿価額を減額する形で反映

(14) 企業結合の際に認識される負債の原始認識後の会計処理については、負担増加がなければ原始測定額でそのまま繰り越すか、償却後の帳簿価額とすることを規定すれば技術的には足りると思われる。

(15) 一方で、当該資産の公正価値が下落した場合であっても、帳簿価額を回収できる十分なキャッシュフローを獲得できるのであれば、帳簿価額を切り下げる会計処理は必要でない。

させることも可能であるが、そのような資産が存在しない場合には、当該プロジェクトの収益性の低下を負債に反映させる会計処理が考えられる。これが負債に係る契約の負担増加の問題であり、資産の減損処理と対称的な負債の会計処理の問題である⁽¹⁶⁾。また、保険業のように、プロジェクトの成果としてのキャッシュフローをあらかじめ受け取っている場合においても、負債（責任準備金）を増額させる会計処理が必要とされる⁽¹⁷⁾。

以上のように、非金融資産に対する減損会計との対比で非金融負債の会計処理について考えた場合、少なくとも減損会計と同等の会計処理である、負債の負担増加の会計処理が要求されることになるかと解される⁽¹⁸⁾。

(5) 代替案の検討

以上の検討から、今後の非金融負債の定義、原始認識および原始測定、ならびに再測定のあり方を考えるうえで、代替的な複数の方向性を識別することができる。

第1は、従来どおり、非金融負債の原始認識に際しては一定の閾値を蓋然性要件として課し、最頻値を会計的認識額とするアプローチである。この最頻値は、一定の蓋然性が満たされる状況下において見積られる条件付の測定値としての意味をもっている。貸借対照表において認識および測定される金額は、最も起こりうる将来のシナリオに基づく、最も確からしい金額としての意味をも

(16) Lennard (2002) を参照。なお、わが国においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引によって営業用の物件を調達し、当該物件に減損が生じているような場合、売買処理に準じた会計処理を採用したならば認識したであろう資産の減額の代わりに、負債（リース減損勘定）を設定する実務が行われている。

(17) 負債十分性テスト (liability adequacy test) とよばれている実務である。

(18) 伝統的な収益費用アプローチからは、FAS 第5号 (FASB 1975) や「企業会計原則」において明らかのように、資産の減額処理（評価性引当金）と負債の追加認識（負債性引当金）が並列的に考えられてきた。資産負債アプローチでは、資産の減損と負債の負担増加を切り離して考えられており、とくに負債についてその認識対象を拡大する方向にある等の指摘もある（加藤 2006, 59-75）。

つ。そもそも財務諸表は、企業に関して設けられたさまざまな前提に立脚して作成されている⁽¹⁹⁾ので、第1のアプローチのように、一定の蓋然性が満たされる状況下における、条件付の測定値として非金融負債の認識および測定を行うことは、特異な会計処理というわけではない。しかしながら、一方でこのアプローチによると、蓋然性の判断に恣意性が不可避免的に介入するという問題点(Botosan, et al. 2005)、金額的に重要な負債がその蓋然性が一定の閾値に達していないために認識されないという問題点、さらに一定の閾値を超えたときに負債の開示が利用者にとってサプライズの情報になってしまうという問題点等も指摘されており、完璧なものではないこともまた明らかである。

第2は、IASB公開草案が示すとおり、負債の定義、認識および測定にわたって、将来事象に関する情報を非金融負債の測定値に反映させるアプローチである。このアプローチからは、一定程度の測定の信頼性が伴うものであれば、すべての非金融負債について貸借対照表において原始認識と原始測定を行い、さらに継続的に公正価値（または「合理的支払額」等）による再測定を行う会計処理が導かれることになる。負債の定義から議論を出発させて、その原始認識・原始測定・再測定の議論を展開させると、以上のような結論が得られやすい。しかしながら、この会計処理は、資産の側の処理との対比でいえば、非金融資産を公正価値（出口価値）で継続的に測定する会計処理と同等である。このような処理が情報の作成コストの観点、信頼性の観点等から、大きな問題をはらんでいることは、一般にいわれているとおりである。また、公正価値による継続的な測定は、負債の第三者への移転を前提とするものである点も問題点として指摘することができる。受取対価額が清算価額よりも大きい場合等、入口価値による測定が適当と考えられるケースもあり、一律に出口価値によって

(19) 最も有名なところでは、継続企業の前提が挙げられる。企業の財務諸表は、当該企業が清算されず継続すると仮定した場合において利用者が必要とするであろう情報を提供するものとされている。それは、継続企業という、最も確からしい将来のシナリオの下で作成されているものである。

測定するのではこのようなケースを無視することになる。さらに、そもそも将来に関するすべての情報を織り込んで、貸借対照表を作成することは現実的ではないし、信頼性に乏しい期待値1つを開示しても将来キャッシュフローの状況について語られるものはあまり多くない。

第3は、非金融資産の会計処理とのアナロジーによって非金融負債の会計処理を考えるアプローチである。非金融負債が、非金融資産と同様に企業の遂行する事業プロジェクトを構成するストックであるととらえれば、その会計処理については非金融資産の会計処理との整合性を考える必要がある。具体的には、負債の原始的な認識および測定に際しては、対価の受取りがあった時点で当該受取対価額を用いて測定し、その後は、プロジェクト終了時点で期待される当該負債の清算価額⁽²⁰⁾まで帳簿価額を規則的に配分する⁽²¹⁾。その後、非金融負債について負担が増加し、非金融負債の清算価額が増加し、負債の帳簿価額を上回る場合には、当該清算価額で評価し、従前の帳簿価額との差額を損失として認識する。このような負債の負担増加の会計処理は、当該負債を含めた資産・負債グループについて回収可能価額の低下（または清算価額の上昇）が観察される場合にも、資産の減損と負債の負担増加に対して整合的な会計処理を行うことを可能にするであろう。さらに、この処理は、負債に係る「企業にとっての価値」の概念ともほぼ整合的である。

筆者は、このような第3のアプローチが非金融負債の会計処理として最も現実的な解答を与えることができるのではないかと考えている。第3のアプローチでは、非金融負債は、対価の受取りがあった時点において当該受取対価額で

(20) 資産の場合であれば、残存価額に相当するものである。

(21) プロジェクト終了時点で期待される清算価額が、原始認識額を超える場合には、当該負債の帳簿価額をそのまま繰り越す等の方法も考えられる。また、原始認識後に当該終了時の清算価額が増大したときには、当該増大後の清算価額に達するように償却のパターンを変更する必要が生じるであろう。これは、資産の側でいう臨時償却の手續に該当する。もっとも、後述する負債の負担増加の会計処理を行えば、臨時償却の処理は必ずしも要しないと思われる。

認識されるので、外部から引き受けた負債については通常原始認識が行われる⁽²²⁾のに対して、内部から発生した負債については直ちに認識が行われることはない。このため、負債の原始認識の段階では（とくに認識棄却の要件として）蓋然性要件を設定する必要はなく、負債の定義にも認識要件にも一定の蓋然性を含める必要はないであろう。蓋然性の程度については、負債の原始認識ではなく、負債の負担増加の問題として考え、資産の減損損失の認識において設定されている要件との整合性を考えれば足りるのである。

4. 非金融資産と非金融負債のグループ化

(1) グループ化の必要性

本稿の着想は、そもそも、財務諸表の構成要素の定義、認識および測定という枠組みだけでは、財務諸表の内容が決まらず、財務諸表項目間の関係、つまりグループ化をどう表現するかという概念的な問題が残っているという問題意識にある⁽²³⁾。

非金融資産については、資産と資産との間のシナジーの存在が一般に認められている。一方、非金融負債についても、負債と負債との間にシナジーが生じる可能性があるほか、とくに負債を負担することによって資産とのシナジーが生じる。例えば、新たに長期の製品保証サービスを提供することによって、既存の資産グループの価値を高めるケースなどが想定される。

このようなシナジーが存在するような場合における会計上の問題としては、従前から、企業結合時におけるのれんの認識およびその後の会計処理の問題、複数の資産項目をグループ化した費用配分の問題、将来キャッシュフローの減少に伴う価値毀損の会計処理の問題などを指摘できる。資産と資産の間のシナ

(22) もちろん、すでに述べたように、外部から無償で引き受けた負債については、その時点における負債の公正価値をもって原始認識額とし、それと同時に無償引受に伴う費用が計上される。

(23) より一般的な財務諸表項目のグループ化の問題については、川村（2005）を参照。

ジーと同様、資産と負債の間のシナジーに関連しても、同様の会計処理上の問題が生じることは明らかであろう。

以下、本稿では、資産と負債とにまたがるグルーピングを想定して、このようなグルーピングが資産・負債グループに生じる将来キャッシュフローの減少に伴う会計処理にどのような影響を及ぼすかを考えることにしたい。

(2) 非金融資産の減損と非金融負債の負担増加

本稿では、前節まで、非金融資産の減損と非金融負債の負担増加についてアナロジーを展開してきたが、資産と負債をまたがるグルーピングを想定して、そのような資産・負債グループに対して減損処理を適用することも考えなければならぬ。この場合には、当然、資産の減損と負債の負担増加のそれぞれの会計処理が同時に行われることになるが、そのそれぞれについて統合的な会計処理を考えなければならぬであろう。

その一方で実はすでに、資産の減損会計を行う実務において、負担増加した負債を実質的に認識かつ測定しているのではないかという推測も可能である。例えば、十分に大きな額の非金融資産を所有している企業が減損会計の適用に際して将来のキャッシュフローを見積った場合を考えると、当該キャッシュフローの額には、製品保証等に代表される営業上の支出（蓋然性が低いものも含まれる）が含まれているはずである。だとすれば、本来、非金融負債として計上すべき項目が資産の帳簿価額を減額する形で財務諸表に反映されてしまっている可能性がある。これは、例えば、製造物責任や環境回復義務等に関連するキャッシュフローについてもいえることであろう²⁴⁾。このように考えれば、IASB 公開草案が対象としている実務の一部はすでに行われていること

²⁴⁾ ただし、将来のキャッシュフローとして最頻値をとり、かつ最頻値がゼロとなる場合であれば、蓋然性がゼロではないにもかかわらず当該キャッシュフローの影響はゼロということになる。このときは、負債に係るキャッシュフローの蓋然性評価は当該減損処理に反映されていないことになる。

であり、公開草案で追加的に明示すべき事項は、特定の資産と負債の相殺禁止（グルーピングの適用範囲）を明確にすること等に限られ、実はそれほど多くないのかもしれない⁽²⁵⁾。

さらに、同一プロジェクトに長期性の非金融資産と非金融負債が存在する場合について、認識した減損損失をどのように配分するかという問題にも検討の余地がある⁽²⁶⁾。プロジェクトの全体について、（資産から負債を控除した正味の）帳簿価額よりも回収可能価額が低下した場合に、当該低下した額を損失額として把握し、その額を非金融資産と非金融負債に按分する等の会計技法が必要となる。

具体的に、次のような状態にあるプロジェクトについて検討してみよう。

- ① 非金融資産の帳簿価額100。回収可能価額80。
- ② 非金融資産の帳簿価額0。将来の損失（負債の清算価額）20。
- ③ 非金融資産の帳簿価額150，非金融負債の帳簿価額50。グループ全体の回収可能価額80。

①のケースでは、減損損失が20計上され、非金融資産の帳簿価額は80となる。

②のケースでは、減損損失（負担増加損失）が20計上され、その一方で損失を負担させるべき資産が存在しないので、非金融負債20が認識される。

問題となるのは③のケースであり、①と②と同様に減損損失が20計上され、当該損失を非金融資産と非金融負債に負担させる必要がある⁽²⁷⁾。資産のみに

(25) 残された課題は、資産が存在しないケースにおいても減損損失を認識して負債を認識すべきこと、負債の負担増加の会計処理の適用に際してキャッシュフローを期待値で見積ること等を明らかにすること、適用すべき具体的なケースについて実務的な指針を提供すること等である。

(26) 短期的に認識終了される資産および負債については、収益性の低下に伴って、それぞれ資産の評価損の計上や負債の追加認識が行われる可能性がある。プロジェクト全体の収益性は、長期的なキャッシュフローの低下に関連しているため、このような資産および負債の帳簿価額には反映させないのが通常である。

(27) もちろん、①と②のいずれのケースにおいても、非金融資産または非金融負債がそれぞれ複数の資産または負債によって構成される場合には、全体で把握される損失を各構成資産または負債に配分する手続が必要とされる。

よって構成されるグループであれば、資産の帳簿価額や回収可能価額に基づいて損失を配分することが可能であるが、資産と負債とにまたがるグルーピングを考えた場合には、例えば次のように、グループを構成する資産と負債の帳簿価額の絶対値の合計を基礎に減損損失を資産と負債に配分する方法が考えられる。

資産に対して配分される損失 = $20 \times 150 / (150 + 50) = 15$

負債に対して配分される損失 = $20 \times 50 / (150 + 50) = 5$

この結果、減損損失認識後の資産の帳簿価額は $150 - 15 = 135$ 、負債の帳簿価額は $50 + 5 = 55$ となる。このような手続を経て得られる負債の帳簿価額は、資産グループの各構成資産の帳簿価額と同様、清算価額や解放原価などの、積極的な意味を有する価額ではない。

もちろん、このような方法以外にも、資産または負債のいずれかの価額を先に固定する方法も考えられる。例えば、そもそも資産と負債にまたがるグルーピングを実質的に認めず、非金融負債を減損処理と独立に追加認識する会計処理を行う方法も考えられる⁽²⁸⁾。すなわち、資産・負債グループによって表される事業について全体の収益性を考える前に、非金融負債の追加認識を行い、その上で非金融資産の減損処理を行う方法である。ここで留意すべきは、非金融負債の追加認識とともに、減損処理を行うことは、将来のキャッシュフローの低下を二重に会計処理の対象とすることになりかねないということである。この場合には、負債の追加認識に係るキャッシュフローの低下（またはキャッシュアウトフローの増加）は、非金融資産の減損処理に当たっては将来キャッシュフローの見積りから除外しなければならない⁽²⁹⁾。

(28) しかしながら、そもそもキャッシュフロー生成単位としてグルーピングしてきた経緯から、非金融負債を独立に追加認識することが困難であるというのがここでの状況設定であるので、このような会計処理は前提と矛盾してしまっているかもしれない。

(29) IAS 第36号において、負債認識とのダブルカウントの回避について配慮すべきことが説明されている (IASB 2004, par. 36 (b))。

(3) 非金融負債の貸借対照表における表示

以上の検討を受けて、貸借対照表の表示にも検討の余地が生じてくると思われる。非金融資産と非金融負債を会計処理の面でグループ化することができるのであれば、貸借対照表においてもグループ化して表示することが適当であろう。すなわち、非金融負債を非金融資産から間接的に控除する形式で表示し、そうすることによって、当該非金融資産と非金融負債によって表される事業への正味の投資残高（投資額の未回収残高）を示すことができる。

非金融負債のほかにも、支払債務たる短期の金銭債務は、金銭債権から控除すべき項目として整理することも可能である。このように考えると、負債として本質的な性格を残すものは、社債や借入金等の資金調達目的の負債に限られるかもしれない。社債や借入金等のエンティティ全体の資金調達目的の負債とは区別し、事業ごとに振り当てられるべき非金融負債は非金融資産から控除する形式で表示し、短期の金銭債務は短期の金銭債権から控除して正味の運転資本を表示するといったように、性格の異なる負債については貸借対照表上の表示が違ってよい面もある³⁰⁾。この考え方は、IASBにおいて現在進められている財務諸表の表示に関するプロジェクトにおいて、貸借対照表を事業目的および資金調達目的のものに区分し、それぞれの区分の中で資産と負債をグルーピングする提案にも通じるところがある。

さらに、このような表示について考えると、そもそも負債とは何かという負債概念の問題へも展開しうる。例えば、非金融負債と支払手段たる短期金銭債務は、従来の負債の概念から除外することも可能である。従来の資産および負

³⁰⁾ 伝統的には、貸借対照表に記載される資産および負債は、相殺せず総額で表示することが原則とされる。これは、相殺によって一部の情報が失われること、実際に相殺の権利が認められない限り貸借対照表において資産と負債を相殺すべきではないこと（信用リスクのエクスポージャーを表示すべきこと）等が理由であろう。しかしながら、資産と負債を間接的に控除する形式を利用するのであれば、必要な情報は失われなし、資産・負債グループの実態を忠実に表現する観点からは適当であると考ええる。

債は、少なくとも、現金との関係（将来のキャッシュフローが正であるか負であるか）で正負逆の概念として定義されてきたが、貸借対照表項目を企業の活動区分または主たる事業との関係などに基づいて定義することも、原理的には可能であるように思う。

さらに、翻って、検討のベースとした減損会計の適用に伴う貸借対照表の表示にも検討の余地が生まれてくる。資産と負債をまたがるグルーピングを考えたとき、グループ全体の損失を資産と負債に合理的に配分することになるが、負債に配分するためにはすでに負債が認識されていなければならない。そのため、非金融負債のうち、追加認識または帳簿価額の切り上げの会計処理を行う対象となるものは、識別可能性（独立のキャッシュフローの識別可能性）があるものに限定されることが考えられる。

その結果、特定の負債として識別させることができないキャッシュフローの低下（キャッシュアウトフローの増加）が非金融資産の帳簿価額の減額として処理されてしまうことになる。さらに、各構成資産については時価の下限が設定されているから、キャッシュフローの低下が非金融資産の帳簿価額の切り下げに反映しきれない場合も考えられる。

ここまで複雑になると、非金融資産の減損損失および非金融負債の負担増加損失は、非金融資産と非金融負債とから構成される未回収の事業投資残高から間接控除形式で表示する方式も検討の対象となってくるであろう。すなわち、この方式では、事業プロジェクト（資産・負債グループ）を構成する各資産および各負債との評価と切り離して、別途の科目を設けて損失の会計処理を行うことになる。すでに述べたように、会計上認識されるべき長期性の資産や負債が存在しない長期プロジェクトの場合、減損処理等で認識されるべき損失の額に見合う勘定科目を別途設けて、当該勘定において損失を引当計上する方法が受け入れられている。この会計処理であれば、長期プロジェクトについて会計上認識されるべき資産や負債を有していない場合でも、特段の会計処理を行わ

なければ将来の期間において計上されるであろう損失を当期の損失として前倒しで計上することが可能となる。また、資産や負債の価額も別途の操作が不要であるので、取得原価等を基礎とする測定額を引き続き採用することができる⁽³¹⁾。全体の損失をグループを構成する資産および負債に配分する問題は、そもそも貸借対照表項目を土地、建物、機械設備といった形態別に表示することに起因している。形態別ではなく、事業別に事業投資残高をまとめてしまえば、このような配分問題は消滅してしまうはずのものである⁽³²⁾。

以上のように、非金融負債をめぐるどちらかといえば技術的な問題を詳細に検討してきたが、非金融負債を非金融資産から控除する形式で表示し、さらに非金融資産と非金融負債のグループ全体に係る損失累計額を間接控除するのであれば、非金融負債と損失累計額を区別する理由もなくなる。議論を一周させてみると、非金融負債の追加認識は、事業投資の期間配分額の一部に過ぎないとみることでもできる。もともと減損処理についても、費用配分手続の一種ととらえられる（米山 2003）ことから、その手続とのアナロジーでとらえられる非金融負債の追加認識についても、費用配分手続の一種ととらえることは可能であろう。だとすれば、非金融負債の追加認識の会計手続は、相当程度に簡素化できる余地がある⁽³³⁾。

5. おわりに

以上のように、本稿では、非金融負債をめぐる会計問題について、非金融資

(31) 賃貸借処理される所有権移転外ファイナンスリース取引によって調達した物件に減損が生じた場合に、負債として計上される「リース資産減損勘定」もこれに該当する。また、いわゆるリストラ引当金の問題も、資産および負債から構成されるプロジェクトの収益性評価の問題と関連しており、特定の資産や負債の帳簿価額を修正しないで独立の科目で損失を処理するものである。

(32) さらに、損益計算書上は、オリジナルの減価償却費と非金融負債の償却益（戻入れ）を両建てで表示するか否かなど、改めて考えるべき課題も多い。

(33) Ohlson (2006) では、非金融資産について、配分手続による簡素化された利益計算の仕組みについて提案が示されている。

産の会計処理との整合性の観点から論じてきた。すでに確立した実務である非金融資産の減損処理に倣って非金融負債の会計処理を考えると、当初の受取対価額で原始認識し、その後の配分手続を加え、負債の負担増加が観察される場合には減損処理と同等の損失処理を行うのが適当であることを指摘した。

また、減損処理の対象となる事業投資には、非金融資産と非金融負債の両者を組み込んだグループで考えなければならないことがあること、さらにそれに伴う全体の損失をグループを構成する資産および負債に配分する方法についても検討を加えた。

さらに議論を発展させて、非金融負債の貸借対照表上の表示問題を考え、非金融資産から間接控除する形式で非金融負債を表示する方法を検討すべきこと、グループ全体から生じる損失を損失累計額としてグループ全体から間接控除する形式で表示する方法を検討すべきことなども指摘した。

会計上の負債の特殊性は、消極財産、すなわち積極資産のマイナスとしての性格を有するものと、他人資本、すなわち（広い意味での）資本の調達源泉としての性格を有するものとが混在している点にある。借入金や社債等の調達資本は貸借対照表の貸方に記載されるべきものであるが、非金融負債については、非金融資産から控除して記載する形式も再考に値するものと思う。

引用文献

- 加藤盛弘. 2006. 『負債拡大の現代会計』. 森山書店.
- 川村義則. 2005. 「財務諸表項目のグループ化」. 『JICPA ジャーナル』第17巻第8号: 41-47.
- . 2007. 「非金融負債をめぐる会計問題」. 『金融研究』第26巻第3号: 27-67.
- 山田辰己他訳. 2006. 「IAS 第37号『非金融負債』に関する討議資料」. 『企業会計』第58巻第4号: 176-182.
- 米山正樹. 2003. 『減損会計——評価と配分（第2版）』. 森山書店.
- Accounting Standards Board (ASB). 1999. *Statement of Principles for Financial Reporting*. London, U.K.: ASB.
- Baxter, W. T. 1975. *Accounting Values and Inflation*. London, U.K.: McGraw-Hill.
- Botosan, C. A., L. Koonce, S. G. Ryan, M. S. Stone, and J. M. Wahlen. 2005. Accounting for liabilities: Conceptual issues, standard setting, and evidence from academic research. *Accounting Horizons* 19 (3): 159-186.

- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1975. Statement No. 5, *Accounting for Contingencies*. Stamford, Conn.: FASB.
- . 2000. Concepts Statement No. 7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. Norwalk, Conn.: FASB.
- . 2001. Statement No. 143, *Accounting for Asset Retirement Obligations*. Norwalk, Conn.: FASB.
- . 2002. Statement No. 146, *Accounting for Costs Associated with Exit or Disposal Activities*. Norwalk, Conn.: FASB.
- . 2005. Invitation to Comment, *Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainty*. Norwalk, Conn.: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004. IAS 36, *Impairment of Assets*. London, U.K.: IASCF.
- . 2005a. Exposure Draft, *Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*. London, U.K.: IASCF.
- . 2005b. Exposure Draft, *Amendments to IFRS 3 Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998. IAS 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, London, U.K.: IASCF.
- Kulkarni, D. 1980. The valuation of liabilities. *Accounting Business and Research* 39 (Summer): 291-297.
- Lennard, A. 2002. *Liabilities and How to Account for Them: An Explanatory Essay*. London, U.K.: ASB.
- Ohlson, J. A. 2006. A practical model of earnings measurement. *The Accounting Review* 81 (1): 271-279.
- Solomons, D. 1986. *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*. New York, NY: Oxford University Press. (加藤盛弘監訳. 1990. 『会計原則と会計方針』. 森山書店.)